

滋賀県高齢化対策審議会委員募集

滋賀県では、県の高齢化対策に関する総合的施策の策定およびその推進に関する重要な事項について調査審議などを行う、滋賀県高齢化対策審議会の委員を、次のとおり募集します。

■応募資格

県内に居住または通勤・通学する年齢 18 歳以上の方（令和 7 年 12 月 1 日現在）で、高齢者に関する保健福祉や介護に関心のある方（ただし、県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除く。）

■募集人員 2人（内訳：通常枠1人、若者枠1人）

※18 歳以上 30 歳未満の方は若者枠としての応募となります。

■任 期 令和 7 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで

■職 務

滋賀県高齢化対策審議会に出席していただき、滋賀県高齢者福祉計画および滋賀県介護保険事業支援計画である「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の着実な推進を図るため、県民・生活者の視点から、県の施策等へ幅広く意見を述べていただきます。

- ・ 滋賀県高齢化対策審議会は、この公募で選ばれる委員と、学識者 7 名、市町の長 1 名、公共的団体代表者 10 名で構成されています。
- ・ 審議会は年 2 ～ 4 回程度、平日に開催する予定で、会議に出席いただいた場合には、県規定に基づく報酬および交通費をお支払いします。（本任期の 2 年間に計 5 ～ 6 回程度開催の見込み）

■応募方法（しがネット受付・電子メール・郵送・FAXのいずれか）

次の書類に必要事項を記入の上、応募してください。

(1) 滋賀県高齢化対策審議会公募委員応募書（本紙裏面）

住所、氏名、性別、年齢、連絡先、国・県・市町の審議会委員、モニター等の経験、現在までの経験・活動状況（学校でのサークル活動、研究テーマ、ボランティア活動等も含む）

(2) 以下のテーマに関する 800 字程度にまとめた意見書

「高齢者の社会参加や世代を超えた地域の支え合いの活性化について」（様式定めなし）

※ 「しがネット受付」による応募の場合は、チラシ右下の二次元コードより県のHPを経由してください。応募書内容に相当する入力フォームと、意見の入力フォームがあります。

※ 電子メールによる応募の場合は、チラシ右下の二次元コードより県のHPから応募書をダウンロードいただき、意見書（ワード（拡張子.docx 以外のファイルはメール受信できません）やPDFファイル等）と併せて送付してください。

※ 郵送・FAXの場合は原稿用紙や便せんなどを利用してください。

※ 提出いただいた応募書と意見書は返却しません。

■応募期限 令和 7 年 10 月 23 日（木）〈必着〉

■応募・問合せ先

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 企画係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

電 話：077-528-3521（午前 8：30～午後 5：15、土日祝を除く）

メールアドレス：ed00@pref.shiga.lg.jp

FAX：077-528-4851



滋賀県高齢化対策審議会公募委員応募書

滋賀県高齢化対策審議会公募委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性別		生年月日	年	月	日
氏 名							
住 所	〒			電話番号			
				連 自 宅	—	—	
				絡 携 帯	—	—	
				先 メールアドレス			
					@		
応募資格	2 の場合、勤務先等の所在地 1 県内に居住 2 県内に勤務・通学						

以下の項目については、差し支えない範囲で記入してください。

国・県・市町の審議会 委員、モニター等の経 験	内 容	期 間
現在までの経験・活動 状況（学校でのサーク ル活動、研究テーマ、 ボランティア活動等も 含む）	内 容	期 間

1 記入上の留意事項

- (1) 審議会には、協議会、懇話会などの名称のものを含みます。
- (2) 「現在までの経験・活動状況」欄には、高齢者福祉や介護に関する経歴・経験などのほか、地域づくり、経済、文化、教育・学習、人権・男女共同参画等、幅広く記入してください。

2 意見書の添付

本応募書とともに、「高齢者の社会参加や世代を超えた地域の支え合いの活性化について」をテーマとした 800 字程度にまとめた意見書（様式自由）を添付してください。